

競争的資金に係る間接経費の取扱方針

1. 目的

この取扱方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（以下、「共通指針」という。）に基づき、川村学園女子大学（以下、「本学」という。）における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて、必要事項を定める。

2. 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率（通常は30%）で手当され、競争的資金による「研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費」をいう。

3. 使途

間接経費は次の事業等に充てるものとし、具体的な使途は別記のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善及び研究機能の向上に係る事業
- (2) 競争的資金による研究実施に伴い、必要となる管理等経費

4. 研究者の転出等に伴う返還

研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠する。

5. 実績報告

毎年度の使用実績に応じて、当該競争的資金拠出元の機関に、定められた期日までに報告する。

6. 執行及び管理

間接経費は、最高管理責任者（学長）のもとで計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。

間接経費の使用にあたっては、事務部長の管理のもとで事務部が使用計画を作成し、関連部署への報告を行ったうえで執行する。

7. 取扱いの変更

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱方針も随時見直す。

以上